盲目の弁護士だから見えた福祉と人権 ~インクルーシブな社会を目指して~

第1 自己紹介

- 1 公設法律事務所の弁護士としての執務
 - ・業務の内容
 - ・仕事上の困難、工夫など
- 2 生い立ちと弁護士を目指すきっかけ
 - ・ 先天性緑内障のため小学6年生の頃失明
 - ・竹下義樹弁護士の著書「ぶつかってぶつかって」との出会い
- 3 視覚障がい者の司法試験受験
 - ・3年間の灰色の浪人生活
 - ・点字と電子データでの出題
 - ・試験時間は4日間で36時間30分
 - ・5度目の挑戦で合格
 - 4 仕事以外の時間

全盲夫婦の子育て, 旅行, ランニングなど

第2 インクルーシブな社会を目指して

1 日本における障がい者の置かれた状況

日本国内には、身体障がい者約366万人、知的障がい者約55万人、精神障がい者約303万人、合計約724万人が暮らしている(総人口約1億2千万人の約6パーセント、およそ16人~17人に1人

*世界的には One In Ten と言われている。このように、障がい者も社会の構成員として、一緒に社会を作っている。

しかし、日本において、障がい者は、様々な生活の場面において、バリアに直面 し、多くの障がい者が、地域の中で自立した生活を営むことができないままにいる。

- ① 労働の場面:障がい者のうち,働くことができているのは1割弱,しかも不安定な就労条件の下での労働がほとんど。法定雇用率を達成している企業は,45.5%に過ぎない。
- ② 教育の場面:本人や保護者の意向に反して、障がいを理由として他の人から分離された教育が行われたり、障がいに応じた施設などの条件の整備がないままに普通学校に入学せざるを得ないこともある。
- ③ 交通などのアクセスの場面:エレベーターのない地下鉄,盲導犬の入店できないレストランなど。

2 なぜ社会をインクルーシブにする必要があるのか?

(ヴォルフェンスベルガーによる分析)

障がい者が分離・排除された社会においては

- ① 障がい者にとっては、様々な活動への参加の機会が奪われ、成長過程における経験や社会への適応力が失われる。
- ② 社会の側には、障がい者は自分では用が足せない、価値がない、危険で社会から除外される必要があるなどの役割知覚と役割期待を生じさせる。
- → 障がい者は自分では用が足せない、価値が低いといったステレオタイプが固 定化し、それが増幅される(価値低下のスパイラル)。

このように、社会からの分離と排除は差別を増幅する社会装置となるので、 これを否定してインクルーシブな社会を作ることが必要である。

3 インクルーシブな社会にするために

Think Globally Act Locally

- ・法制度などを変革する必要
- ・身近なところにある障壁を認識し、これを取り除く必要

4 障害者権利条約について(Think Globally)

(1) 障害者権利条約とは

2006年12月,第61回国連総会において採択された条約。 日本も2007年5月に署名。批准が待たれる。

「障がいのあるすべての人によるすべての人権及び基本的自由の完全かつ 平等な共有を促進し、保護し及び確保すること並びに障がいのある人の固有の 尊厳の尊重を促進すること」(1条)

障害者権利条約が目指しているのは、すべての障がい者が、そしてすべての 人が住みやすい社会、障がいのある人もない人も、共に暮らすこと、 職場や 学校で、障がいのある人もない人も、共に働き、学ぶこと

(2) 差別の禁止

- ① 直接差別(障がいを理由に入学試験を受けさせないことなど)
- ② 間接差別

(口頭での会話ができること、普通文字を読むことができることを受験の 条件にするなど)

③ 合理的配慮を行わないこと

(職場の入り口の段差をなくす。仕事の資料を点字にする。会議に手話通訳や要約筆記(文字による通訳)を置くなどの配慮を行わないこと(ただし、不相当に多大な費用や労力を要する場合は除く))

*「差別」の概念にこの「合理的配慮を行わないこと」が盛り込まれたことは大きな意味を持つ。

5 意外と身近にあるバリア(Act Locally)

- (1) 物理的なバリア
 - ・銀行のATM
 - ・病院の薬袋
 - ・テレビの緊急時の字幕
 - ・電車のホームの危険性
- (2) 心のバリア
 - ・大学入試の受験拒否
 - ・レストランの入店拒否
 - ・大家さんの入居拒否

6 インクルーシブな社会に向けての第一歩

(1) ヒント1(知的障がいを持つ友人との会話より)

「僕はあの喫茶店が好きなんだ。」

「コーヒーがおいしいの?」

「そうでもないよ。でも, あの喫茶店だけ, 僕に「いらっしゃいませ」 って言ってくれるんだ。」

(2) ヒント2(ある精神科医師の講演より)

「心というのは一体どこにあるのでしょうか?」

「それはもともとあるものではなく,人が人のことを思うとき,その人と 相手の間に生まれるのです。」

以上